（日弁連提出用）

　　年　　月　　日

日本弁護士連合会会長殿

申請者（届出者）：

証 明 書

私は，法律事務の処理を目的とし，又は目的の一部とする外国の法人，組合その他の事業体であって上記申請者（届出者）が所属するもの（以下「外国事業体」という。）につき，以下のとおり証明します。

１．外国事業体の名称（原語又はアルファベット・カタカナ表記）

２．（１）外国事業体が設立された外国

（２）申請者の原資格国

３．外国事業体における持分又は議決権

（１）業務に**参加しない**非弁護士の持分又は議決権（*次の(A)又は(B)を選択し，(B)を選択した場合は続いて(B-1)又は(B-2) を選択してください。*）

　(A) 外国事業体の業務（外国法事務弁護士職務基本規程（貴連合会会規第100号）第11条の2第1号に規定する業務をいう。以下同じ。）に**参加しない**非弁護士（外国法事務弁護士職務基本規程第11条の2第1号に規定する非弁護士をいう。以下同じ。）に持分又は議決権を与えることは法律，所属する外国の弁護士会の会則等（以下「法令等」という。）により認められていませんので，与えていません。根拠となる法令等は，（ ）です。

　(B) 外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは法令等により認められています。根拠となる法令等は，（ ）です。

しかし，

　(B-1) 外国事業体の（ ）[[1]](#footnote-1)上，外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは認められていませんので，与えていません。

　(B-2) 外国事業体の（ ）上，外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは可能ですが，現在持分又は議決権を与えていません。

（２）業務に**参加する**非弁護士の持分又は議決権（*次の(A)，(B)又は(C)を選択し，(C)を選択した場合は続いて(C-1)～(C-3)のいずれかを選択してください。*）

　(A) 外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に持分又は議決権を与えることは法令等上認められていませんので，与えていません。根拠となる法令等は，（ ）です。

　(B) 外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に持分又は議決権を与えることは法令等上認められていますが，当該非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは，法令等上認められていませんので，50％以上の持分又は議決権を与えていません。根拠となる法令等は，（ ）です。

　(C) 外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは，法令等上認められています。根拠となる法令等は，（ ）です。

しかし，

　(C-1) 外国事業体の（ 　　　　　　　　　）上，外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは認められていませんので，与えていません。

　(C-2) 外国事業体の（ 　　　　　　　　　）上，外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは可能ですが，現在50％以上の持分又は議決権を与えていません。

　(C-3) 外国事業体は，外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えていますが，以下の理由により，外国事業体に対する外国弁護士（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）第2条第2号に規定する外国弁護士をいう。）の支配が制度的かつ実質的に確保されています。[[2]](#footnote-2)

（理由）

　４．外国事業体は，外国事業体に対する非弁護士の関与により，外国法事務弁護士の職務の独立を害するおそれがあると認められるものに該当しません。

外国事業体における本書作成者の地位及び役職（原語又はアルファベット・カタカナ表記）

地位：

役職：

私は，上記地位及び役職に基づき，外国事業体に関し，以上のとおり証明する権限を有しており，同権限に基づき，以上のとおり証明します。

署名：

氏名：

（弁護士会用）

　　年　　月　　日

日本弁護士連合会会長殿

申請者（届出者）：

証 明 書

私は，法律事務の処理を目的とし，又は目的の一部とする外国の法人，組合その他の事業体であって上記申請者（届出者）が所属するもの（以下「外国事業体」という。）につき，以下のとおり証明します。

１．外国事業体の名称（原語又はアルファベット・カタカナ表記）

２．（１）外国事業体が設立された外国

（２）申請者の原資格国

３．外国事業体における持分又は議決権

（１）業務に**参加しない**非弁護士の持分又は議決権（*次の(A)又は(B)を選択し，(B)を選択した場合は続いて(B-1)又は(B-2) を選択してください。*）

　(A) 外国事業体の業務（外国法事務弁護士職務基本規程（貴連合会会規第100号）第11条の2第1号に規定する業務をいう。以下同じ。）に**参加しない**非弁護士（外国法事務弁護士職務基本規程第11条の2第1号に規定する非弁護士をいう。以下同じ。）に持分又は議決権を与えることは法律，所属する外国の弁護士会の会則等（以下「法令等」という。）により認められていませんので，与えていません。根拠となる法令等は，（ ）です。

　(B) 外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは法令等により認められています。根拠となる法令等は，（ ）です。

しかし，

　(B-1) 外国事業体の（ ）[[3]](#footnote-3)上，外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは認められていませんので，与えていません。

　(B-2) 外国事業体の（ ）上，外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは可能ですが，現在持分又は議決権を与えていません。

（２）業務に**参加する**非弁護士の持分又は議決権（*次の(A)，(B)又は(C)を選択し，(C)を選択した場合は続いて(C-1)～(C-3)のいずれかを選択してください。*）

　(A) 外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に持分又は議決権を与えることは法令等上認められていませんので，与えていません。根拠となる法令等は，（ ）です。

　(B) 外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に持分又は議決権を与えることは法令等上認められていますが，当該非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは，法令等上認められていませんので，50％以上の持分又は議決権を与えていません。根拠となる法令等は，（ ）です。

　(C) 外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは，法令等上認められています。根拠となる法令等は，（ ）です。

しかし，

　(C-1) 外国事業体の（ 　　　　　　　　　）上，外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは認められていませんので，与えていません。

　(C-2) 外国事業体の（ 　　　　　　　　　）上，外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは可能ですが，現在50％以上の持分又は議決権を与えていません。

　(C-3) 外国事業体は，外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えていますが，以下の理由により，外国事業体に対する外国弁護士（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）第2条第2号に規定する外国弁護士をいう。）の支配が制度的かつ実質的に確保されています。[[4]](#footnote-4)

（理由）

　４．外国事業体は，外国事業体に対する非弁護士の関与により，外国法事務弁護士の職務の独立を害するおそれがあると認められるものに該当しません。

外国事業体における本書作成者の地位及び役職（原語又はアルファベット・カタカナ表記）

地位：

役職：

私は，上記地位及び役職に基づき，外国事業体に関し，以上のとおり証明する権限を有しており，同権限に基づき，以上のとおり証明します。

署名：

氏名：

（本人控）

　　年　　月　　日

日本弁護士連合会会長殿

申請者（届出者）：

証 明 書

私は，法律事務の処理を目的とし，又は目的の一部とする外国の法人，組合その他の事業体であって上記申請者（届出者）が所属するもの（以下「外国事業体」という。）につき，以下のとおり証明します。

１．外国事業体の名称（原語又はアルファベット・カタカナ表記）

２．（１）外国事業体が設立された外国

（２）申請者の原資格国

３．外国事業体における持分又は議決権

（１）業務に**参加しない**非弁護士の持分又は議決権（*次の(A)又は(B)を選択し，(B)を選択した場合は続いて(B-1)又は(B-2) を選択してください。*）

　(A) 外国事業体の業務（外国法事務弁護士職務基本規程（貴連合会会規第100号）第11条の2第1号に規定する業務をいう。以下同じ。）に**参加しない**非弁護士（外国法事務弁護士職務基本規程第11条の2第1号に規定する非弁護士をいう。以下同じ。）に持分又は議決権を与えることは法律，所属する外国の弁護士会の会則等（以下「法令等」という。）により認められていませんので，与えていません。根拠となる法令等は，（ ）です。

　(B) 外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは法令等により認められています。根拠となる法令等は，（ ）です。

しかし，

　(B-1) 外国事業体の（ ）[[5]](#footnote-5)上，外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは認められていませんので，与えていません。

　(B-2) 外国事業体の（ ）上，外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは可能ですが，現在持分又は議決権を与えていません。

（２）業務に**参加する**非弁護士の持分又は議決権（*次の(A)，(B)又は(C)を選択し，(C)を選択した場合は続いて(C-1)～(C-3)のいずれかを選択してください。*）

　(A) 外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に持分又は議決権を与えることは法令等上認められていませんので，与えていません。根拠となる法令等は，（ ）です。

　(B) 外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に持分又は議決権を与えることは法令等上認められていますが，当該非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは，法令等上認められていませんので，50％以上の持分又は議決権を与えていません。根拠となる法令等は，（ ）です。

　(C) 外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは，法令等上認められています。根拠となる法令等は，（ ）です。

しかし，

　(C-1) 外国事業体の（ 　　　　　　　　　）上，外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは認められていませんので，与えていません。

　(C-2) 外国事業体の（ 　　　　　　　　　）上，外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは可能ですが，現在50％以上の持分又は議決権を与えていません。

　(C-3) 外国事業体は，外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えていますが，以下の理由により，外国事業体に対する外国弁護士（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）第2条第2号に規定する外国弁護士をいう。）の支配が制度的かつ実質的に確保されています。[[6]](#footnote-6)

（理由）

　４．外国事業体は，外国事業体に対する非弁護士の関与により，外国法事務弁護士の職務の独立を害するおそれがあると認められるものに該当しません。

外国事業体における本書作成者の地位及び役職（原語又はアルファベット・カタカナ表記）

地位：

役職：

私は，上記地位及び役職に基づき，外国事業体に関し，以上のとおり証明する権限を有しており，同権限に基づき，以上のとおり証明します。

署名：

氏名：

1. 定款，組合契約その他の根拠を明記する。以下，3.(B-2)，4(C-1)，4.(C-2)において同じ。 [↑](#footnote-ref-1)
2. （理由）の欄に，法令等，定款，組合契約その他における根拠を記載する。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 定款，組合契約その他の根拠を明記する。以下，3.(B-2)，4(C-1)，4.(C-2)において同じ。 [↑](#footnote-ref-3)
4. （理由）の欄に，法令等，定款，組合契約その他における根拠を記載する。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 定款，組合契約その他の根拠を明記する。以下，3.(B-2)，4(C-1)，4.(C-2)において同じ。 [↑](#footnote-ref-5)
6. （理由）の欄に，法令等，定款，組合契約その他における根拠を記載する。 [↑](#footnote-ref-6)